

平成28年12月7日

株 主 各 位

東京都中央区勝どき一丁目7番3号
株式会社 システム情報
代表取締役社長 鈴木 隆司

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書用紙をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成28年12月21日（水曜日）午後6時までに、当社に到着するよう折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月22日（木曜日） 午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京 4階 飛鳥
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第37期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類・事業報告・計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sysj.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[添付書類]

事業報告

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益・雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調を維持してまいりましたが、不安定な世界経済の影響や円高などから企業の設備投資や個人消費が伸び悩み、景気は踊り場局面にあります。消費増税の再度の先送り、政府の財政政策や日銀による総括的検証を踏まえた金融政策が発動されているものの、その効果は未だ現出しておりません。

一方、世界経済は、景気回復局面にある米国の金融政策の行方や英国のEU離脱問題などを巡って金融市場に混乱が見られ、不安定な状況が継続しております。また、中国を始めとした新興国経済の減速などの懸念材料も多く、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業では、金融機関を始めとした大手企業によるシステム構築・更改案件などの増加が継続しており、足元のIT投資は企業収益の改善を背景に引き続き堅調に推移しております。しかし一方で、IT技術者不足問題はより深刻化し、人材の確保・育成が以前にも増して大きな課題となってきております。

このような状況下、当社グループは、最高位のレベル5を取得しているCMMI®（ソフトウェア開発能力を評価する国際標準）や我が国トップクラスの取得率を誇るPMP®（プロジェクトマネジメントに関する国際資格）をベースとした当社独自のシステム開発標準（SICP）に基づくプロジェクト管理の徹底を全社的に推進してまいりました。

以上の結果、既存の大手SIer及び最終顧客から安定的な受注を確保するとともに、新規顧客との取引も開拓したこと、また、プロジェクト管理の強化による原価率の低減及び販管費などのコスト削減に努めたことにより、当連結会計年度の業績は、売上高6,556,887千円（前年同期比21.3%増）、営業利益588,752千円（同31.9%増）、経常利益591,746千円（同34.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益416,604千円（同49.2%増）となり、いずれも二期連続で過去最高を更新いたしました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計期間中に実施した設備投資の総額は47,508千円であり、その主なものは、本社増床に伴う改装費用及びリース資産の取得であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引先金融機関と総額6億円の当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は連結子会社でありましたプロイスト株式会社を平成27年10月1日付で吸収合併いたしました。

当社は株式会社エーエスエル及び関西システムソリューションズ株式会社の発行済株式の100%を取得し、平成27年10月1日をもって、両社を連結子会社といたしました。

(2) 対処すべき課題

① SI構築力の向上

システム開発の品質を担保するため、CMMI®において最高位のレベル5を平成27年11月に再達成しました。また、PMP®取得者数も既に130名を超えており、全従業員に占めるPMP®資格取得率においては、日本国内でトップクラスに位置しているものと認識しております。当社グループでは、このCMMI®とPMP®を車の両輪とし、当社独自の開発標準であるSICPに基づくシステム開発の品質保証に全力を挙げて取り組んでまいります。具体的には、プロジェクトの“見える化”を推進すると共に、経営トップも参画し毎週定期的に開催しているプロジェクトレビューにおいて、プロジェクトの監視を徹底し、問題点の把握・早急な対応等の実施等を通して、不採算プロジェクトの発生を未然に防止することに取り組んでまいります。

② 営業力の強化

受託型システム開発案件の小型化・短期化・単発化の傾向が顕著になってきているため、既存ユーザ、既存SIerにおける深掘り営業（現場営業）を強化すると共に、新規ユーザの獲得（新規営業）にも注力いたします。形態としては、プライム化（エンドユーザ直接契約）、ストック型ビジネス（長期継続型）に重点的に取り組んでまいります。

③ 人材の確保と育成

情報サービス産業は“人が全て”と考えており、人材の強化には今後も重点課題として取り組んでまいります。とりわけ、資格の取得につきましては、会社として従業員の挑戦を全面的にサポートし、PMP®だけでなく、情報処理技術者等の取得にも力を入れてまいります。一方、情報サービス産業での競争激化が続く中で企業の持続的な成長を達成するためには、積極的な人材確保の推進が必要不可欠であり、当社グループではできるだけ早期に従業員数の拡大を目指す考えであります。なお、人材の確保については、当社グループの得意分野であるシステム開発能力・プロジェクト管理能力をさらに磨くため、また、新規ビジネスへの参画を図るためにも、新卒採用と併せて、即戦力としてのキャリア採用にも重点を置いて取り組んでまいります。

④ 新規ビジネスの開拓

当社グループのビジネスは、従来より受託型のシステム開発に特化し、大手SIerや最終顧客と取引を拡大してまいりましたが、一方で、新規ビジネスの開拓（多角化）が進んでいない状況にあります。こうしたことから、今後はCMMI®、PMP®をベースとしたコンサルティングビジネスに加え、新技術・知見習得を重ねつつソリューションビジネスにも本格参入し、エンドユーザ直接契約の拡大を目指してまいります。サービスメニューは、コグニティブサービス（AI）、セキュリティサービス、クラウドサービスを3本柱として取り組んでまいります。

⑤ M&Aへの取り組み

当社グループが中長期的に目指している売上100億円へとビジネス規模を拡大していくためには、従来の受託開発中心の業容拡大のみならず、新規事業への進出を図ることが必要不可欠であります。それらの目的を達成するために、他企業との資本業務提携やM&Aなどに積極的に取り組んでまいります。

⑥ セキュリティの強化

情報セキュリティにつきましては、既に、プライバシーマーク、ISMS (ISO/IEC27001)等の認証を取得し、従業員に対するセキュリティ教育にも力を入れております。情報セキュリティの維持向上は経営の重要課題と認識し、今後もセキュリティ事故発生リスク回避・低減に努めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第34期 (平成25年9月期)	第35期 (平成26年9月期)	第36期 (平成27年9月期)	第37期 (当連結会計年度) (平成28年9月期)
売上高 (千円)	—	—	5,406,906	6,556,887
経常利益 (千円)	—	—	439,153	591,746
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	279,295	416,604
1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	47.71	70.96
総資産額 (千円)	—	—	2,346,693	2,742,283
純資産額 (千円)	—	—	1,484,557	1,849,804

(注) 1. 第36期より連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第34期 (平成25年9月期)	第35期 (平成26年9月期)	第36期 (平成27年9月期)	第37期(当期) (平成28年9月期)
売上高 (千円)	4,231,011	4,551,440	5,198,874	5,964,751
経常利益 (千円)	337,991	357,205	448,140	556,054
当期純利益 (千円)	186,976	203,663	281,695	384,021
1株当たり 当期純利益 (円)	43.08	36.01	48.12	65.41
総資産額 (千円)	1,716,452	1,897,595	2,347,821	2,594,052
純資産額 (千円)	698,872	1,260,700	1,486,957	1,819,620

(注) 当社は、平成25年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (千円)	議決権の 所有割合 (%)	事業の内容
株式会社エーエスエル	30,000	100.0	システムインテグレーション事業 ソフトウェア開発事業
関西システムソリューションズ株式会社	60,000	100.0	システムインテグレーション事業 ソフトウェア開発事業

(5) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

コンピュータの受託開発業務、企業の基幹系業務システムの開発及びWeb関連システムの設計・開発

(6) 主要な営業所（平成28年9月30日現在）

① 当社

本 社	東京都中央区
-----	--------

② 子会社

株式会社エーエスエル	東京都港区
関西システムソリューションズ株式会社	大阪府吹田市

(7) 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
452 名	103 名増

(注) 当社グループはソフトウェアサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

借入先	借入金残高(千円)
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社りそな銀行	10,000

(9) その他企業集団の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

株式の状況（平成28年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,888,600株
- ③ 当事業年度末の株主数 2,857名
- ④ 上位10名の株主

氏名又は名称	所有株式数(株)	持株比率(%)
松原春男（注2）	1,343,960	22.8
(株)エイチエムティ（注1）	600,000	10.2
鈴木隆司（注2）	419,795	7.1
東京中小企業投資育成(株)	360,000	6.1
佐藤正佳	276,000	4.7
長瀬昇二（注2）	141,660	2.4
TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	114,000	1.9
作間栄（注2）	107,560	1.8
師橋卓久（注2）	104,385	1.8
(株)クロスキャット	88,000	1.5

- (注) 1 株式会社エイチエムティは、当社代表取締役会長松原春男の資産管理会社であります。
2 所有株式数には、システム情報役員持株会での所有株式を含めております。

3 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（平成28年9月30日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松原春男	
代表取締役社長	鈴木隆司	
常務取締役	作間 栄	株式会社エーエスエル 代表取締役社長 関西システムソリューションズ株式会社 代表取締役社長
取締役	長瀬昇二	品質管理本部長
取締役	鷺崎弘宜	早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所 所長 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科 教授 国立情報学研究所 客員教授
常勤監査役	師橋卓久	株式会社エーエスエル 監査役 関西システムソリューションズ株式会社 監査役
監査役	石坂恭博	
監査役	福原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所所長 株式会社ヤマノホールディングス 監査役 株式会社北越銀行 社外取締役

- (注) 1. 取締役鷺崎弘宜氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石坂恭博氏及び福原弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鷺崎弘宜氏、監査役石坂恭博氏及び福原弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	報酬等の額(千円)	摘要
取締役 (うち社外取締役)	5 (1)	88,710 (2,430)	
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	17,280 (6,480)	
計 (うち社外役員)	8 (3)	105,990 (8,910)	

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、平成18年11月28日開催の株主総会において年間200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2 監査役の報酬限度額は、平成18年11月28日開催の株主総会において年間50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役 鷺崎 弘宜

平成27年12月22日就任後に開催された取締役会の15回中11回に出席し、品質保証分野の観点から、品質管理等に関する発言を行っております。

- ・ 監査役 石坂 恭博

取締役会の15回中15回及び監査役会13回中13回に出席し、必要に応じ、豊富な経営経験に基づく専門的見地から、内部管理体制の整備等についての発言を行っております。

- ・ 監査役 福原 弘

取締役会の15回中12回及び監査役会13回中13回に出席し、コンプライアンス等に関する発言を行っております。

② 他の法人等の業務執行者等の重要な兼職に関する事項

取締役鷺崎弘宜氏の兼務先である早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所、早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科、国立情報学研究所と当社との間には、特別な関係はありません。

監査役福原弘氏の兼務先である虎ノ門カレッジ法律事務所、株式会社ヤマノホールディングス及び株式会社北越銀行と当社との間には、特別な関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

基本方針（平成27年9月15日改訂）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、法令遵守体制の基盤となる「企業行動規範」を定め、全ての取締役及び社員がこれに従い、法令・定款・社内規則・社会的規範を遵守して職務執行にあたるよう周知徹底する。
 - ロ 管理部門を全社の統制部門とし、法令・定款に適合する規程等の体制の整備と法務面での重要事項の事前検証を行う。内部監査部門は定期的に監査を実施し、業務執行における法令遵守の状況を監視する。
 - ハ 法令遵守に関する継続的な教育指導を実施し、法令遵守の意識の定着と向上を図る。
 - ニ 法令違反行為を早期に発見し是正するため、これらの行為を発見した社員が直接会社へ情報提供できるよう、内部通報制度を設ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役は、その意思決定及び重要な決裁等の職務執行に係る情報を記録し、文書管理規程その他の社内規程に従い、関連資料とともに適切に保存し管理する。
 - ロ 取締役及び監査役が上記の情報の閲覧を要求した場合は、迅速に提供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ リスク管理規程に従って、業務上のリスクを適切に管理し、危機発生 of 未然防止に努める。全社的なリスクに対応するため、リスク管理委員会を設置し、事業活動の潜在リスクを定期的に評価し、重要なリスクに対する低減等の対策を講じる。
 - ロ 経営上の重大な危機が発生しまたは予見される場合は、経営危機管理対応マニュアルに従って、社長を本部長とする対策本部を設置し、その指揮のもとに全社が相互に連携して対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行う。
 - ロ 取締役の適正・迅速な意思決定と効率的な業務執行のために、職務分掌、職務権限、手続き等を明確化し、必要な職務権限の委譲を行う。
 - ハ 取締役会は中期経営計画及び年度計画を決定し、経営会議が各部門の計画達成のための活動を統括する。経営会議は定期的に各部門の業績をレビューし、取締役会はその報告を受け、経営計画達成のために必要な措置を講じる。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、子会社に対して、当社の企業行動規範等に準じた遵法体制、リスク管理体制その他の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行う。
 - ロ 子会社管理規程に従い、子会社に対して定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、経営状況を把握し、必要な対策を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努める。重要な子会社については当社から役員を派遣し、迅速な対応を図る。
 - ハ 内部監査部門は、子会社の監査部門等と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 取締役会は、監査役の求めがある場合は、監査役の職務を補助する部署を定め、必要な能力を持つ社員を選定し配置する。
 - ロ 監査役の職務を補助する社員は、監査役の指示に基づく職務については取締役の指揮から独立して行うものとし、異動その他の人事事項については監査役と協議して同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の経営状況にかかわる重要事項、その他監査役会が定める事項について、監査役または監査役会に報告しなければならない。
 - ロ 監査役は、取締役会及び重要と認める会議に出席して業務執行状況の報告を受け、必要な場合は取締役及び社員から直接状況を聴取することができる。
 - ハ 監査役には重要な決裁書類や議事録等を回付するほか、監査役の要請があれば必要な書類等を速やかに提出する。
 - ニ 監査役は、子会社を主管する部門を通じて子会社の状況に関する報告を受け、必要な場合は子会社の取締役、監査役及び社員に直接報告を求めることができる。
 - ホ 内部通報制度に基づく通報、その他の監査役に対する報告を行ったことを理由として、報告者に対し不利な取り扱いを行わない。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、監査役職責と監査役監査の意義を認識し、監査役監査に必要な環境整備に努める。
 - ロ 監査役と内部監査部門は定期的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するために連携を図る。
 - ハ 監査役と会計監査人は定期的な意見交換の場を設け、監査の実効性を高めるよう連携を図る。
 - ニ 監査役と子会社の監査役は、意見交換等を通じて連携を図り、企業グループ全体の業務の適正確保に努める。
 - ホ 監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

運用状況

当社は上記の基本方針に沿って、内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組んでおります。定常的な取り組みの他、当事業年度においては以下の施策を実施いたしました。

- ・法令順守に関しましては、開発業務と特に関連の深い下請法について、監督官庁の見解等を踏まえ、その趣旨や作業依頼・検収等に関する留意事項を現場リーダーに文書で配布するとともに、経営会議等で周知徹底を図りました。
- ・損失危険管理に関しましては、当社事業において大きなリスクとなる情報セキュリティについて、全部署での月次のセキュリティ教育を義務づけ、セキュリティ対策室による遵守状況の監視、経営会議への定期的な報告など、月次セキュリティ教育実施の定着化と実効性の確保を図りました。
- ・業務の効率性確保に関しましては、開発事業の効率化とリスク低減のために当社開発標準（SICP）における管理プロセスのさらなる改善を図りました。また、年1回の受講を義務づけたSICPの研修を全社員に実施したほか、外部研修を含め関連分野の教育プログラムの充実を図りました。
- ・子会社の業務の適正確保に関しましては、当社より役員を派遣しており、直接事業の状況を把握し取締役会に報告をするほか、経営会議において業務遂行レベルの詳細な状況を把握し、当社基準による経営管理の浸透を図りました。

当社は、今後もリスクに応じた効果的な内部統制システムの構築・運用のために、改善に取り組んでまいります。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	2,025,355	流動負債	833,646
現金及び預金	890,670	買掛金	262,640
売掛金	1,040,978	短期借入金	110,000
仕掛品	41,197	リース債務	5,034
繰延税金資産	21,824	未払法人税等	91,954
その他	30,684	賞与引当金	40,732
固定資産	716,928	その他	323,284
有形固定資産	68,254	固定負債	58,833
建物	15,468	リース債務	18,805
工具、器具及び備品	10,058	繰延税金負債	25,393
土地	1,896	退職給付に係る負債	14,634
リース資産	22,696	負債合計	892,479
建設仮勘定	18,134	純資産の部	
無形固定資産	149,050	株主資本	1,792,267
のれん	124,732	資本金	302,068
その他	24,317	資本剰余金	188,768
投資その他の資産	499,623	利益剰余金	1,301,431
投資有価証券	237,615	その他の包括利益累計額	57,536
保険積立金	188,380	その他有価証券評価差額金	57,536
その他	79,183		
貸倒引当金	△5,556	純資産合計	1,849,804
資産合計	2,742,283	負債純資産合計	2,742,283

連結損益計算書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

科目	金額	
		千円
売上高		6,556,887
売上原価		5,229,350
売上総利益		1,327,536
販売費及び一般管理費		738,783
営業利益		588,752
営業外収益		
受取利息	148	
受取配当金	4,935	
受取手数料	2,662	
受取保険金	730	
その他	351	8,827
営業外費用		
支払利息	2,996	
支払保証料	1,062	
債権売却損	823	
その他	950	5,833
経常利益		591,746
特別損失		
固定資産除却損	159	159
税金等調整前当期純利益		591,587
法人税、住民税及び事業税	168,819	
法人税等調整額	6,163	174,982
当期純利益		416,604
親会社株主に帰属する当期純利益		416,604

連結株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
平成27年10月1日残高	300,718	187,418	972,792	1,460,930
当連結会計年度変動額				
新株の発行	1,349	1,349		2,698
剰余金の配当			△87,966	△87,966
親会社株主に帰属する 当期純利益			416,604	416,604
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)				-
当連結会計年度変動額合計	1,349	1,349	328,638	331,337
平成28年9月30日残高	302,068	188,768	1,301,431	1,792,267

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
	千円	千円	千円
平成27年10月1日残高	23,627	23,627	1,484,557
当連結会計年度変動額			
新株の発行			2,698
剰余金の配当			△87,966
親会社株主に帰属する 当期純利益			416,604
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)	33,909	33,909	33,909
当連結会計年度変動額合計	33,909	33,909	365,247
平成28年9月30日残高	57,536	57,536	1,849,804

〈連結注記表〉

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社エーエスエル
関西システムソリューションズ株式会社
- ・連結の範囲の変更 平成27年10月1日付で連結子会社であったプロイスト株式会社を吸収合併しております。
また、当連結会計年度から株式会社エーエスエル及び関西システムソリューションズ株式会社を連結の範囲に含めております。これは、株式の取得によるものであります。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. たな卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～47年
工具、器具及び備品	4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間（5年以下）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、当連結会計年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生はありません。

⑥ のれん

効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 未適用の会計基準等に関する注記

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年10月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払保証料」及び「債権売却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「支払保証料」は723千円、「債権売却損」は552千円です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 106,393千円

(2) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	600,000千円
借入実行残高	110,000千円
差引額	490,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度 末(株)
発行済株式				
普通株式	5,864,400	24,200	—	5,888,600
合計	5,864,400	24,200	—	5,888,600

(注) 普通株式の発行済株式の増加は新株予約権の権利行使によるものです。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	87,966	15	平成27年9月30日	平成27年12月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	129,549	22	平成28年9月30日	平成28年12月26日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

33,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部門が主要な取引の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 流動性リスクの管理

営業債務に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに十分な手許現預金で十分に備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	890,670	890,670	—
(2) 売掛金	1,040,978	1,040,978	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	237,615	237,615	—
資産計	2,169,265	2,169,265	—
(1) 買掛金	262,640	262,640	—
(2) 短期借入金	110,000	110,000	—
(3) 未払法人税等	91,954	91,954	—
(4) リース債務	23,839	23,839	—
負債計	488,434	488,434	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 買掛金、⑤ 短期借入金、⑥ 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、流動負債に計上したリース債務と固定負債に計上したリース債務を合算して表示してしております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	890,670	—	—	—
売掛金	1,040,978	—	—	—
合計	1,931,649	—	—	—

(注3) リース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	5,034	5,447	5,897	3,856	1,500	2,103
合計	5,034	5,447	5,897	3,856	1,500	2,103

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 314円13銭
(2) 1株当たり当期純利益 70円96銭

9. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成27年9月15日開催の取締役会において、株式会社エーエスエル及び関西システムソリューションズ株式会社の株式を取得し子会社化するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、同日付で株式会社エーエスエル及び関西システムソリューションズ株式会社の株主との間で株式譲渡契約を締結し、平成27年10月1日付で株式譲渡を完了いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
事業内容	制御・組込系システム開発 WEBシステム設計・開発等	システムインテグレーション事業 エンジニアリング・システム事業 組込・制御システム開発

② 企業結合を行った目的

当社は、中期的に売上100億円の達成を目標として成長戦略を策定、業容の拡大を掲げており、今後も高い成長が期待されるIT市場において、確固たる事業基盤の構築を図っております。とりわけ、最高位のレベル5を取得しているCMMI®（ソフトウェア開発能力を評価する国際標準）や我が国トップクラスの取得率を誇るPMP®（プロジェクトマネジメントに関する国際資格）をベースとした当社独自のシステム開発標準（SICP）を軸としてシステム開発を展開、そのプロジェクト管理能力が高く評価され、堅調に事業展開を進めております。

一方、株式会社エーエスエルは、1980年創業以来、制御・通信分野に特化し、同業他社との差別化を進め、交通管制システムでは各県警等への豊富な納入実績を誇っております。業務基幹システム、Webシステム開発、企業の情報システムインテグレーション関連等でも積極的に事業を展開しております。また、関西システムソリューションズ株式会社は、2008年設立以降、関西を拠点にエンジニアリング・システム、組み込み制御システム等のソフトウェアを開発しており高速道路向け交通管制システム、セキュリティソフト開発、車載向けシステムなどを受託開発している成長企業であります。なお、関西システムソリューションズ株式会社は株式会社エーエスエルの子会社であります。

当社は、株式会社エーエスエル及び関西システムソリューションズ株式会社を子会社化することにより、両社が当社のシステム開発標準（SICP）を取り入れ、両社の従業員もPMP®の資格を取得すること等により両社のプロジェクト管理力が一層向上し、当社とのシナジー効果が発揮され、両社のみならず当社グループの業績が一層拡大すると判断し、両社の株式取得を決定いたしました。

③ 企業結合日

平成27年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
議決権比率	100.0%	100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権比率の100%を獲得したことによります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
取得の対価	現金 35,040千円	現金 78,000千円
取得価額	35,040千円	78,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
内容及び金額	アドバイザー費用等 1,200千円	アドバイザー費用等 1,200千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
発生したのれん の金額	37,623千円	45,353千円
発生原因	今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。	今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。
償却方法及び償却期間	10年間にわたる均等償却	8年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

被取得企業の名称	株式会社エーエスエル	関西システムソリューションズ株式会社
流動資産	79,327千円	82,450千円
固定資産	11,514千円	2,686千円
資産合計	90,841千円	85,137千円
流動負債	68,277千円	49,009千円
固定負債	25,147千円	3,480千円
負債合計	93,425千円	52,490千円

(共通支配下の取引等)

当社は、平成27年8月14日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるプロイスト株式会社（以下、プロイスト社という）を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は平成27年10月1日付でプロイスト社を吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 プロイスト株式会社

事業の内容 システムインテグレーション事業、ソフトウェア開発事業

② 企業結合日

平成27年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、プロイスト社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社システム情報

⑤ その他の取引の概要に関する事項

当社は、意思決定の迅速化、組織運営の効率化、より一層の競争力の強化を目指し、プロイスト社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行いました。

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	1,843,963	流動負債	730,233
現金及び預金	797,911	買掛金	235,752
売掛金	945,801	短期借入金	110,000
仕掛品	36,310	リース債務	5,034
前払費用	26,709	未払金	50,556
繰延税金資産	18,864	未払費用	67,024
その他	18,366	未払法人税等	90,652
固定資産	750,089	未払消費税等	60,219
有形固定資産	66,778	預り金	89,688
建物	14,886	賞与引当金	21,306
工具、器具及び備品	9,165	固定負債	44,198
土地	1,896	リース債務	18,805
リース資産	22,696	繰延税金負債	25,393
建設仮勘定	18,134	負債合計	774,431
無形固定資産	74,823	純資産の部	
ソフトウェア	23,636	株主資本	1,762,084
のれん	51,186	資本金	302,068
投資その他の資産	608,487	資本剰余金	188,768
投資有価証券	237,615	資本準備金	188,768
関係会社株式	115,440	利益剰余金	1,271,247
長期前払費用	3,684	利益準備金	14,345
敷金	49,083	その他利益剰余金	1,256,902
会員権	13,423	繰越利益剰余金	1,256,902
保険積立金	188,380	評価・換算差額等	57,536
その他	4,360	その他有価証券評価差額金	57,536
貸倒引当金	△3,500	純資産合計	1,819,620
資産合計	2,594,052	負債純資産合計	2,594,052

損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

科目	金額	
		千円
売上高		5,964,751
売上原価		4,763,898
売上総利益		1,200,853
販売費及び一般管理費		648,071
営業利益		552,781
営業外収益		
受取利息	242	
受取配当金	4,935	
受取手数料	2,662	
受取保険金	730	
雑収入	41	8,611
営業外費用		
支払利息	2,839	
社債利息	122	
支払保証料	602	
債権売却損	823	
雑損失	949	5,338
経常利益		556,054
税引前当期純利益		556,054
法人税、住民税及び事業税	167,517	
法人税等調整額	4,516	172,033
当期純利益		384,021

株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金
	千円	千円	千円	千円
平成27年10月1日残高	300,718	187,418	187,418	14,345
当期変動額				
新株の発行	1,349	1,349	1,349	
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,349	1,349	1,349	—
平成28年9月30日残高	302,068	188,768	188,768	14,345

	株主資本			評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年10月1日残高	960,847	975,192	1,463,330	23,627	1,486,957
当期変動額					
新株の発行			2,698		2,698
剰余金の配当	△87,966	△87,966	△87,966		△87,966
当期純利益	384,021	384,021	384,021		384,021
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				33,909	33,909
当期変動額合計	296,055	296,055	298,753	33,909	332,663
平成28年9月30日残高	1,256,902	1,271,247	1,762,084	57,536	1,819,620

〈個別注記表〉

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定しております。)を採用しております。

関係会社株式 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して
おります。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以
降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年
4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について
は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～47年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間(5年以下)による定額法を採用して
おります。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生はありません。

(6) のれん

効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「債権売却損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「債権売却損」は552千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 100,141千円

(2) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	600,000千円
借入実行残高	110,000千円
差引額	490,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	16,080千円
短期金銭債務	486千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高に関する事項

営業取引による取引高	17,794千円
営業取引以外の取引高	96千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	7,421千円
賞与引当金	6,575千円
未払事業所税	1,904千円
その他	2,963千円
繰延税金資産合計（流動）	<u>18,864千円</u>
繰延税金資産（固定）	
資産除去債務	2,428千円
貸倒引当金	1,071千円
その他	3,124千円
小計	<u>6,624千円</u>
評価性引当額	<u>△6,624千円</u>
繰延税金資産合計（固定）	<u>—千円</u>
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	<u>△25,393千円</u>
繰延税金負債合計（固定）	<u>△25,393千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.06%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.43%
税額控除	△2.19%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.24%
住民税均等割等	0.20%
のれん償却額	0.38%
吸収合併による繰越欠損金の引継	△1.99%
その他	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.94%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。なお、この変更による影響額は軽微であります。

8. 関連当事者に関する注記

関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	309円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	65円41銭

10. 企業結合等に関する注記

連結注記表の「企業結合等に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

株式会社システム情報
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 淳 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システム情報の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システム情報及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年11月18日

株式会社システム情報
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 淳 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システム情報の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及び附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月22日

株式会社システム情報	監査役会	
常勤監査役	師橋 卓久	㊟
社外監査役	石坂 恭博	㊟
社外監査役	福原 弘	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 22円 総額 129,549,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年12月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、変更案第30条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1 取締役会2 <u>監査役</u>3 <u>監査役会</u>4 会計監査人	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1 取締役会2 <u>監査等委員会</u> (削除)3 会計監査人
<p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する</p> <ol style="list-style-type: none">2 (条文省略)3 (条文省略)	<p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2 (現行どおり)3 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規程) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法等)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監査等委員会
	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	第31条 監査等委員会の招集通知は、会日
	<u>の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	2 監査等委員の全員の同意がある
	<u>ときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
(新 設)	第32条 監査等委員会の決議は、議決に加
	<u>わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新 設)	第33条 監査等委員会の議事録は、法令で
	<u>定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新 設)	第34条 監査等委員会に関する事項は、法
	<u>令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
<p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第37期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	まつばら はるお 松原 春男 (昭和19年3月28日生)	昭和44年 4月 東海電設工業株式会社 入社 昭和47年 4月 株式会社東京工学院 情報科学研究所 入社 昭和55年 1月 当社設立 代表取締役就任 平成26年 4月 当社 代表取締役会長 (現任)	1,343,960株
2	すずき たかし 鈴木 隆司 (昭和23年2月18日生)	昭和45年 4月 日本電信電話公社 入社 昭和63年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 北陸支社長 平成11年 2月 同社 SCAW事業推進本部 マーケティング部長 平成12年 4月 新日鉄情報通信システム株式 会社 入社 営業部長 平成13年 4月 新日鉄ソリューションズ 株式会社 ソフトウェアプロ ダクツ事業部 事業部長 平成15年10月 当社 入社 平成15年11月 当社 取締役 平成16年11月 当社 常務取締役 平成17年10月 当社 専務取締役 平成23年12月 当社 取締役副社長 平成26年 4月 当社 代表取締役社長 (現任)	419,795株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	さくま さかえ 作間 栄 (昭和26年6月29日生)	昭和45年 4月 日本電信電話公社 入社 平成 4年 4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ S I S 推進本部 課長 平成13年 7月 同社 S C A W 事業本部 部長 平成19年 4月 当社 入社 平成20年12月 当社 取締役 平成26年 4月 当社 常務取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エーエスエル 代表取締役社長 関西システムソリューションズ株式会社 代表取締役社長	107,560株
4 *	こうの はやと 河野 逸人 (昭和45年9月25日生)	平成 3年 4月 日本重化学工業株式会社 入社 平成11年11月 株式会社アイコテクノロジー 転籍 平成15年 6月 イー・アイ・エルソリューション株式会社 入社 平成17年 5月 当社 入社 平成26年 4月 当社 執行役員 営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 関西システムソリューションズ株式会社 取締役	4,710株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
5 *	ますだ こうた 増田 航太 (昭和52年12月16日生)	平成13年 4月 株式会社日本システムディベ ロップメント (現NSD) 入社 平成19年 5月 当社 入社 平成26年 4月 当社 執行役員事業本部長 平成28年10月 当社 執行役員ソリューション 本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エーエスエル 取締役	2,710株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は、新任候補者であります。
3. 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、役員持株会における本人の持分株数を含んでおります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1 *	<p style="text-align: center;">もろはし たかひさ 師橋 卓久 (昭和27年2月24日生)</p>	<p>昭和50年 4月 トミー機械工業株式会社 入社 昭和53年 3月 株式会社東京工学院情報科学研究所 入社 昭和55年 3月 当社 入社 平成 4年11月 当社 取締役 平成16年11月 当社 常務取締役 平成19年 8月 当社 常勤監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エーエスエル 監査役 関西システムソリューションズ株式会社 監査役</p>	104,385株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2 *	わしざき ひろのり 鷺崎 弘宜 (昭和51年11月19日生)	平成14年 4月 早稲田大学理工学部情報学科 助手 平成19年 4月 国立情報学研究所アーキテク チャ科学研究系 助教 平成20年 4月 国立情報学研究所 客員准教授 平成20年 4月 早稲田大学理工学術院基幹理工 学部情報理工学科 准教授 平成22年12月 早稲田大学グローバルソフトウ ェアエンジニアリング研究所 所長 (現任) 平成27年10月 Ecole Polytechnique de Montreal 客員教授 平成27年12月 当社 取締役 (現任) 平成28年 4月 早稲田大学理工学術院基幹理工 学部情報理工学科 教授 (現任) 平成28年 4月 国立情報学研究所 客員教授 (現任)	338株
3 *	あだち のぶお 足立 伸男 (昭和30年3月31日生)	昭和52年 4月 第一生命保険相互会社 入社 平成 4年 4月 同社 システム企画課課長 平成10年 4月 同社 府中センター長 平成15年 4月 第一生命情報システム株式 会社 取締役 平成17年 4月 同社 常務取締役 平成25年 4月 同社 取締役常務執行役員 平成26年 4月 同社 常勤監査役 平成27年 7月 株式会社かんぽ生命保険 調査役 (現任)	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. *印は、新任候補者であります。
3. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数には、役員持株

会における本人の持分株数を含んでおります。

4. 鷺崎弘宜氏及び足立伸男氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、鷺崎弘宜氏及び足立伸男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 鷺崎弘宜氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、主に品質保証分野の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
足立伸男氏を社外取締役候補者とした理由は、経営についての豊富な経験を有しており、第一生命情報システム株式会社常務取締役や生保協会情報システム委員会事務局、その他社外委員等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ鷺崎弘宜氏及び足立伸男氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 鷺崎弘宜氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年あります。
8. 足立伸男氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、平成18年11月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額をこれまでの取締役の報酬額と同様に、年額200,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額をこれまでの監査役の報酬額を参考に、年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

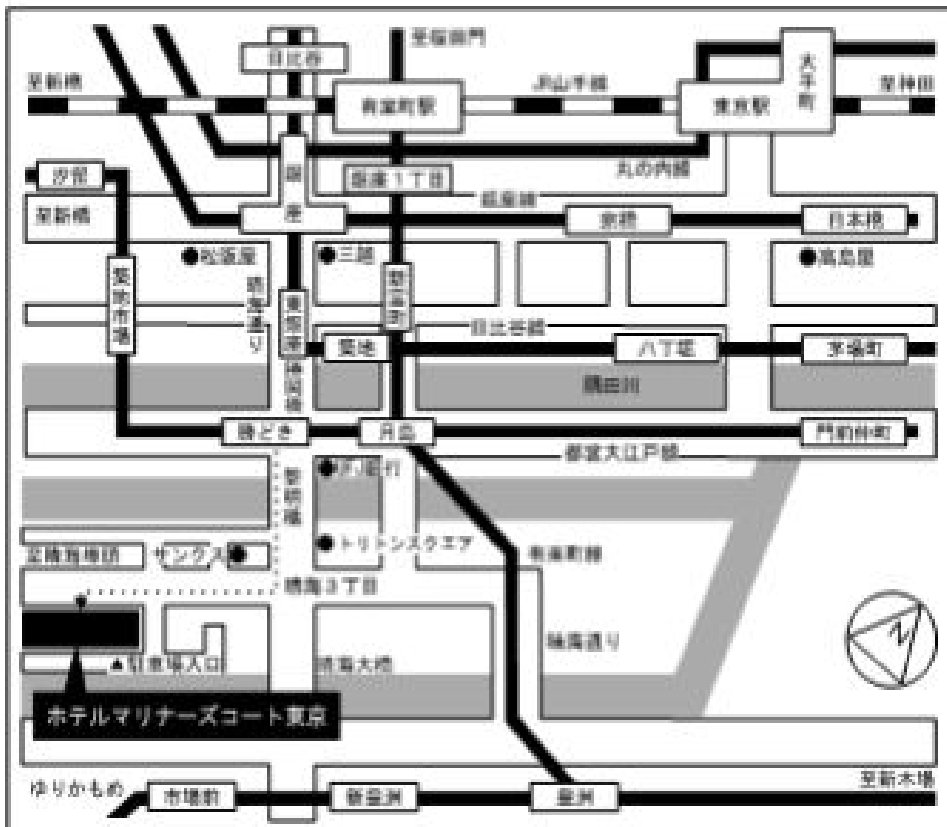
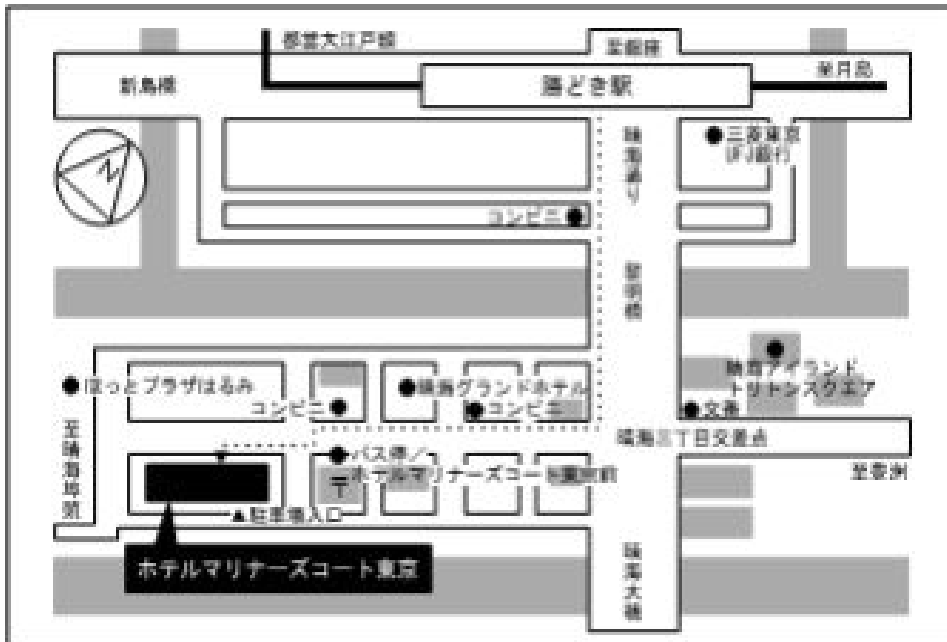
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区晴海四丁目7番28号

ホテルマリナーズコート東京 4階 飛鳥



交通 都営大江戸線「勝どき駅」A3出口 徒歩約10分

- 1階エレベーターホールよりエレベーターで4階フロアーへお上がりください。
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。